二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石原谷川
(三)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県日野郡日野町津地
字上ノ谷　一一〇一番　一
一一〇二番一から一一〇二番二四まで
一一〇三番
字下ノ谷
一一〇四番
一一〇五番一から一一〇五番八まで
一一〇六番一から一一〇六番七まで
一一〇七番一及び一一〇七番二
一一〇八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県日野郡日野町津地
字鍛治畑　一八四番　一号
一八五番　六号
字鍛治畑ノ上エ　一〇九八番　二号
字上ノ谷　一一〇一番　三号
字下ノ谷　一一〇八番　四号及び五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
姫宮下谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県日野郡日野町黒坂
字下モ谷尻　九二一番　一号から三号まで
字金屋子道下モ　九二四番　四号及び五号
字山ノ手山　五六四番　六号
五六四番　七号
五六四番　八号
五六四番　九号
五六四番　一〇号
五六四番　一一号
五六四番　一二号
五六四番　一三号
五六四番　一四号
五六四番　一五号
五六四番　一六号
五六四番　一七号
五六四番　一八号
五六四番　一九号
五六四番　二〇号
五六四番　二一号
五六四番　二二号
五六四番　二三号
五六四番　二四号
五六四番　二五号
五六四番　二六号
五六四番　二七号
五六四番　二八号
五六四番　二九号
五六四番　三〇号
五六四番　三一号
五六四番　三二号
五六四番　三三号
五六四番　三四号
五六四番　三五号
五六四番　三六号
五六四番　三七号
五六四番　三八号
五六四番　三九号
五六四番　四〇号
五六四番　四一号
五六四番　四二号
字下モノ谷
字下モ谷尻　字姫宮上道ヨリ北
字姫宮ノ前道ヨリ北
字御墓前道ノ上ミ
字上荒神廻リ
字天神廻リ下モ
字上荒神廻リ
字天神廻リ上へ
字下モ荒神廻リ上へ
字山ノ手山
字一本木ノ上へ
字下モ荒神廻リ上へ
字一本木
字山ノ手山
字一本木ノ上ミ
字下モ荒神廻リ
字天神廻リ上へ
字上荒神廻リ
字管沢谷
字木戸ヶ塔
字木戸ヶ塔尻
字越木戸
字管沢谷尻道上ミ
字木戸ヶ塔尻
字管沢谷
字御墓前道ノ上ミ
字姫宮ノ前道ヨリ北
字姫宮上道ヨリ北
字金屋子道上ミ下タ切
字姫宮上道ヨリ北
字下モ谷尻
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
加勢蛇川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷及び官民地境界線から左岸三十メートル右岸二十メートルまでの土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二八三二号で指定した土地の区域を除く）
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉
字一向平ル　六八八番三　一号
六八八番二　二号
六八八番一　三号及び四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二八三二号で指定した土地の区域を除く）
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉
字奥家　六八六番　五号から十号まで
八　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉
字一向平ル　六八八番二三　十一号及び十二号
六八八番二　十三号から十五号まで
ニ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱十六号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉
字一向平ル　七九〇番　十六号及び三十七号
七一一番　十七号及び十八号
七一二番　十九号
六八八番二　二十号から三十四号まで
七一九番　三十五号
七一三番　三十六号